

# 福祉・人権の危機

—COVID-19長期化がもたらす不安の蓄積と自助の懸念—

安藤 藍

千葉大学教育学部准教授

## はじめに—新型コロナウイルスと福祉

本原稿執筆中の11月、世界中で新型コロナウイルスの第3波に見舞われ、長期戦になりそうなこの感染症とどう共存するかがまさに問われている。この数か月間、家庭内暴力や生活困窮者の増加、エッセンシャルワーカーの労働問題等の差し迫った課題はもとより、世界中の多くの人々が予想だにできなかった暮らしの一変を経験した。

本稿は福祉を題材とするが、「福祉」という概念には、よい暮らしといった一種の理想状態をさす目的概念としての用いられ方がある(直井2010)。よいという状態には価値判断を含み、相対的で曖昧なものだが、コロナ禍では生活の価値そのものを考えさせられたようにも思う。また、そのよい暮らしの実現のため、何らかの「支援」を通じて幸せな暮らしを実現するあるいはそれを保障することも、「福祉」と呼ばれることがある(ibid.)。または、広義の社会福祉として社会的施策の「社会福祉」の対象をすべて

の国民に広げ、日常生活の総合的な保障を目指すという認識と、狭義の社会福祉として対象をいわゆる「社会的弱者」に限定し、そうした人々の生活救済、保護を目指すものとみなすこともある(山縣・岡田2016)。狭義の福祉にしても、誰を対象として、その問題を解決するためいかなる資源をどういった援助者がもちいて解決に導くか等、見方は色々だ。そう考えると、福祉的な問題を網羅して取り上げることは非常に広範に及ぶ。ここでは紙幅のゆるすかぎり、狭義の福祉とその周辺を前提としつつ、広義の福祉にも目配りすることにしたい。本稿の目的は、新型コロナウイルス感染拡大がどのような福祉や人権の危機を生んできたのかを概観し、とりわけ家庭環境に不利をこうむった子どもについてより詳細に述べつつ、今後の危機についても検討することである。

## ひずみの顕在化、格差の拡大

コロナ禍で社会問題化した事柄の多くは、すでにあったひずみが可視化されたにすぎない場合も多い。くわえて、そうしたひずみから生まれた格差がさらに拡大しつつあるといえよう。

### 周辺にあった生活困難層の可視化

4月の緊急事態宣言発出により、休業要請を受け居場所を失ったいわゆるネットカフェ難民は4000人<sup>1</sup>ともいわれ、メディアに頻出していたのも

あんど う あい

千葉大学教育学部。家族社会学、福祉社会学。

主著は『里親であることの葛藤と 対処—家族的文脈と福祉的文脈の交錯』(2017) ミネルヴァ書房。

記憶に新しい。貧困研究においては、日本のホームレス概念は海外と比して狭く認識され、ネットカフェや友人宅を転々とするような暮らしも、世界的にみればホームレスの一種であるという（丸山 2013）。路上生活者でなくとも安定的な住居のない人々の存在はかねてから指摘されていたが、今回のコロナ禍で行き場を失ったことで、改めてその排除の構造が浮き彫りになった。NHKの全国36の自治体アンケートによれば、職を失うなどの理由で家賃の支払い困難になった人への住居確保給付金の申請件数は4～7月の4か月間だけで5万件近く<sup>2</sup>となり、前年同時期のおおよそ90倍にのぼった。最長9か月まで支給期間は延長可能とはいえ、最初の「原則3か月」の期間では生活を立て直せず、8月分から支給期間を延長した人が全体の56%だ（NHKオンライン2020）。とりわけ20代から40代の働き盛り世代で70%以上になるという。第3波、第4波とつづけば更なる休業要請や自粛により、収入減収等じわじわと貧困に陥る層が拡大しかねない状況にある。

### 不均衡なリスク

休業や廃業、減収は誰にでも同じリスクで降りかかるわけではなく、不均衡にその影響を及ぼす。たとえば、業種や世帯構造、ジェンダーによる差異等がまず浮かぶ。労働政策研究・研修機構の「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」5月・8月個人調査結果の分析（高見 2020）では、在宅勤務が7月最終週で週に0日の割合は特定の業種（建設、小売、サービス業等）・職種（対面サービスの業種等）や地域に相対的に高く、また女性、非正規雇用、低所得層ほどコロナ禍で大幅な月収減少を経験していた<sup>3</sup>。周燕飛（2020）の分析でも、就業形態、業種、企業規模などの要因を考慮しても、女性、とりわけ子育て中の女性の雇用状況悪化が顕著であるという。未成年子をもつことの休業率や労働時間悪化に対する効果は、男性の雇用状況には影響せず、女性のみにあらわれている。分析結果から、コロナ禍によって増えた家事と子育ての負担が、女性の側に集中していること

がうかがえるという<sup>4</sup>。こうした偏向は、世帯構造別にみれば、ひとり親世帯の厳しい状況を推察させる。コロナ以前より、日本のひとり親家庭の就業率は海外諸国と比べても高いにもかかわらず、二人親世帯と比して相対的貧困率が極めて高いことが知られてきた（藤原2018他）。働き手が1人で子育てをも担うひとり親家庭は、男性稼ぎ手型の労働者像と男女格差を埋め込んだ社会構造で、非正規雇用のダブルワーク等の長時間労働や不安定収入状態になりやすい。一般社団法人ひとり親支援協会（2020）の調査では、コロナの影響で7割弱が収入減・収入減の見込みながら支出増は8割におよび、7割強がひとり親家庭への臨時特別給付金を受給していた。臨時特別給付金の使途として、9割は生活費や返済に充てられている<sup>5</sup>。

### ステイホームと暴力の発見

さらに家庭に目を移せば、企業・学校の休業要請や活動自粛等に伴い、子どもや家庭の生活環境が変化する中で、虐待のリスクが高まりが懸念されている。すでに様々な媒体で指摘されるように、保護者のテレワークや休業、子どもの学校休業等によって、平時よりも閉鎖空間で家族が過ごす時間が長くなったことは、ストレス蓄積や不和にもつながっている。国連組織であるUN Womenによれば、安全や健康、金銭的不安、狭い生活環境等から世帯が緊張感の増す状況におかれると、家庭内暴力のレベルが急上昇するという。2020年5月、コロナ禍で家庭内暴力の世界的な増加に焦点化し、暴力に支配された家庭にとわられることをThe Shadow Pandemicと名付け、啓発キャンペーンを行っている。日本の状況をみても、児童虐待相談対応件数の2020年1月～6月分速報値によれば、全国合計で前年同月と比較すると、3月以降に相談対応件数が伸びたといった状況はみられていない。しかし、かりに増えたとしても、新型コロナウイルス感染との因果関係を証明するのは困難でもある。傍証するならば、児童相談所による訪問を感染不安を理由に拒否する例等から、公的支援の狙上にのぼらないケースが一定数存在した可能性

は否定できない。

### ふれあい、つながりからの断絶

経済的困難、家庭内のケア等の困難にとどまらず、福祉現場における対面の相談援助や入所施設利用者のケアも困難に見舞われた。3月から全国の社会福祉協議会で実施された生活福祉資金の特例貸付の例では、本来貸付と相談支援が一体的に行われることが利用者からも一定の評価を得ていたものの、殺到する相談者の声に耳を傾け丁寧に対応することが困難であったという（杉田2020）。より共助的なつながりでは、自死家族やアディクション等様々な当事者会は、オンライン化ができ新たなつながり方が可能になった団体もあれば、事態の鎮静化まで活動がストップしている団体もあった。これからつながりたいと願っていた人にとっては、どれほどつらかっただろうか。視覚障害のある人が電車に乗っても声をかけてもらえなくなったというエピソード（藤野2020）もあり、生活課題を抱えた本人ばかりではなく、街中のちょっとした声かけに至るまで人との距離感が生まれていることをうかがわせる。

このほか、福祉供給体制に注目すれば、通所系の利用者の利用控えと施設側の運営中止による財政的な影響、職員のストレスや過重労働、感染者を出した福祉施設等への誹謗中傷等（武居2020）等、ここで取り上げたのは新型コロナウイルス感染症に端を発した福祉問題の氷山の一角にすぎない。その背景には、家族というセーフティネットに頼れなかったり、脆弱な福祉制度にすくいあげられない人など、バルネラブルな状態にある人々にしわ寄せがいく事態が確認される。淵源をたどると、根強い男性稼ぎ手・女性のケア役割を所与とした家族を福祉の担い手として組み込んだ社会構造がある。新型コロナウイルスに限らずとも、災害被害時等にも相通ずるものもあろう。

## 家族経験にかかわる困難 —児童養護や社会的養育の場から—

ここからは、そうしたバルネラブルな状態にある1つとして、子どもに着目したい。筆者は社会的養育という、虐待や様々な事情により親元で暮らせない子どもとその養育者たちの生活世界を主たるフィールドとしてきた。要保護児童とよばれる社会的養育下の子どもたちは、全国でおおよそ4万5000人にのぼる。被虐待歴のある子ども、愛着関係形成や発達障害等のある子どもも多い。「ステイホーム」をかけ声に「不要不急」の外出を控えることを余儀なくされた子どもたちやその支援者の様子を紹介する。

### 子育て一般の／社会的養育特有の困難

コロナ禍では、社会的養育とはかかわりなく子育てが家庭一般と共通してみられた困難と、社会的養育に特有の困難とがありうる。共通点でいえば、家にいる子どもの宿題等の管理や、人が少ない頃合いをみはからって外に連れていく、3食の食事作りといった家事育児内容の増大だろう。PCやWi-fiのような機器の所持もばらつきがあり、自粛生活に耐える環境づくりにも追われた。一方、社会的養育ならではのたとえば、子どもに関わる関係機関や子どもの実親らとの連絡や面会がしにくくなったり、子どものストレスがより増大すること等が考えられる。里親の星野は「新型コロナウイルスに対し『絶対に感染させてはいけない』という強い思いや不安を抱えている」という、公的に子どもをあずかるという立場からくる緊張感も語っている（日本財団ジャーナル2020）。小学校低学年の里子をあずかる里親の話を見ると、子どもとともに過ごす時間が増えたことで里親子の信頼関係は築きやすかった面もあったそうだ。ネグレクトなど不適切な養育環境にあった子どもの中には、大人からの働きかけが十分でなく発達がゆっくりであるケースや、特定の大人との愛着関係形成に課題があるケースもあるという。裏を返せば、ある程度つきっきりでみてやらねばならない子どももそれなりにいるといえる。

また、里親であれば通常、里親認定される際や定期的な研修、当事者のサロン等があるが、これらもしばらくなくなったという。里親という、日本ではまだまだ珍しいと言わざるを得ない。日々の養育で実子の子育てとはまた違う悩みを吐露できる場がないことは、深い孤独感をもたらすおそれがある。とりわけ、里親になりたてで信頼できる里親仲間がまだない場合には、児童相談所や里親支援専門相談員といった専門職による時折の電話連絡に頼ることになるだろうという。話を聞いた里親の場合には、インフォーマルな養育資源や養育知識のある里親だったこともあり、それほど閉鎖的な養育にならずに現在に至っているようだが、里親になって日の浅い人を心配していた。個人の社会資源の差、手間ひまをかけられる時間や労力の差といった要因によって、抱える困難の蓄積や子どもの養育環境にも時間の経過につれ差が開いてしまう可能性があるということだ。

### 予期しない妊娠に対する葛藤相談、特別養子縁組あっせん機関から

社会的養育に入る手前、あるいは入らないかもしれないが周辺にある層をみてみよう。それは妊娠をめぐる葛藤である。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組とがある。子どもの福祉のために永続的な家庭を提供する制度として、要件<sup>6</sup>を満たすならば特別養子縁組が検討されることがある。予期しない妊娠に対する葛藤相談や特別養子縁組をおこなう専門機関の1つ<sup>7</sup>にたずねたところ、コロナ禍で妊娠葛藤相談件数が増えたという。当該機関は、医療、福祉、心理の専門家らが相談支援から養親の審査・研修、縁組後のアフターフォローまで一貫して行う。通常であれば、妊婦を支える地区担当保健師と連携しながら支援するプロセスがあるが、第一波の頃保健師はコロナ対応に駆り出され、その協力を得られない状態にあったという。たとえば、母子手帳発行時の病院同行、対面での面談もできなかった。また、病院にも支援機関の支援者が出入りできなくなってしまった。しかし、病院のガイドライン作成やコロナ対応担当者の増員等が

進んできたことで、保健師や病院との連携がスムーズになり、現在では妊娠葛藤相談における対応の質もコロナ禍以前とほとんど変わらないようになってきたそうである。妊娠葛藤相談におとずれる女性たちについて、あくまで感覚的なもので仮説であるということだが、妊娠、子育てに関して不安を感じやすい人びとが、新型コロナウイルス感染拡大の中でより不安感を強め、平時ならば特別養子縁組あっせん機関にはつながらなかったかもしれないが今回はつながるに至った…という可能性を感じるという。

### 社会的養育を経験した若者たち

現に里親や児童養護施設等で生活をしておらずとも、かつて経験した若者たちが心身の健康、孤独感、自己肯定感の低さ、予期せぬ妊娠、貧困等の様々なリスクにさらされることが海外で報告され、当事者の声から始まる継続的な支援が求められている(Claire Baker2017他多数)。日本でも自治体による調査等が実施されるようになり、孤立感や金銭管理、生活費等の困りごと、奨学金制度等の充実により進学率は上がるも中途退学割合の高さ等が報告されている(東京都福祉保健局2017、NPO法人ブリッジフォースマル2018等)。児童福祉法にもとづく里親や児童養護施設への委託は、原則18歳としつつケースによっては措置延長が可能である。しかし早くに自立を求められ、実親がありながらも頼ることは期待できない若者たちは、今回のようなコロナ禍で影響を受けやすい。コロナ禍で社会的養育経験をもつ若者に対して行われた緊急調査(IFCA 2020)では、相談や支援を受けられるケースワーカーや施設職員がいると回答したものは25.9%にとどまり、必要な医療・精神的ケア・カウンセリング、薬の入手ができず困っていると答えたものも37.8%にのぼる。

### 自助の強調と家族依存の加速なきように

上述のように、社会的養育やその周辺領域からみえてくるのは、過去、現在、そして将来的な見直し

に安定した頼れる家庭環境がない場合の心許なさだ。里親家庭は、家族に依存する日本社会やより家族らしい家族を期待され、当事者も志向する実践がみられるし(安藤2017)、児童養護施設においても家族主義的な政策動向や家族依存のありかたに指摘がなされてきた(西田ほか2011、藤間2017)。家族に依存する度合いの高い社会のもろさは、社会的養育に限らず、平時でも高齢化社会の足音を背景に家族介護の限界等を通して露呈されてきたことだろう。コロナ禍で、介護や保育等の世話を社会化し、地域や福祉施設等と分担していた場合でも、家で看なければならなくなれば仕事を制限せざるをえない。しかしそこで、ケアされる側のためにも家族がそばにいることを良しとし、情緒的にも経済的にも支え合う家族が強調されないことを願う。感染拡大と鎮静化を繰り返す中で、たびたびかかる「ステイホーム」のかけ声は、建物の内にいて外出しないという以上のニュアンスを運んでくるように感じることもある。あたたかい家庭は誰にでも所与のものではなく、家庭環境がないあるいはかつてなかった人、家はあるものの決して安全とはいえない状況の人は、とても苦しい状況に追い込まれる。追い込まれた人も決して孤独に自助をしいられることがあってはならない。

## おわりに

先の見えない耐久戦に突入し、年末にかけ経済的体力がもたず困窮に陥る人の増加が懸念されるのはいうまでもない。これにくわえて、第一波の頃のような問題とはまた違う、現在逼迫した困難になくてもうっすらと積もっていく不安感があるのではないだろうか。自助の強調も不安感の遠因にあるように思われてならない。与党綱領にある基本的な考えには、「自助自立する個人を尊重し、その条件を整えるとともに、共助・公助の仕組みを充実する」という、もともと防災の文脈で使われた文言が含まれ、現政権誕生時には一時Twitterのトレンド入りした。この数か月の間でそれぞれの福祉現場では対応ノウハウが蓄積されつつあるようだがそれにまか

せず、なにより自分で、そして家族で何とかせざるを得ないような状況に追い込まない対応が求められている。■

---

話を聞かせていただいた皆様にここに御礼申し上げます。

---

### 《注》

- 1 東京都福祉保健局, 2018 『「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」の結果』 [https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/documents/14\\_02.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/documents/14_02.pdf) (2020年11月13日閲覧)
- 2 なお厚労省によれば、4月から9月までの6ヶ月で累計10万3918件の支給状況である。
- 3 たとえば、減収経験層ほど世帯の家計収支で赤字の割合が高く、たとえば月収が3割以上減少を経験する層は、家計収支でも46.3%が「やや赤字」「かなり赤字」となる等が明らかとなっている。
- 4 新型コロナウイルス感染症に端を発した今回の経済不況と雇用の急減を“*She-cession*”と呼ぶ経済学者がいるという。リセッション(recession)に伴う雇用喪失が、男性よりも女性に集中していることから生まれた造語(周2020)。
- 5 家計に注目がいきがちだが、大石(2017)が指摘するように、9時から17時以外の非典型時間の労働は子どもの健康や学業に影響があり、シングルマザーの就業率は二親世帯より高く非典型時間帯に働く割合も高いこと等から、シングルマザー世帯の子どもが享受する時間的投入の少なさにも言及される。
- 6 特別養子縁組とは、子どもの福祉の増進を図るため、養子となる子どもの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度で、養親は原則法律婚の25歳以上の夫婦であること、養子は原則15歳に達していないこと、実父母の同意等がある。
- 7 中絶可能な時期を過ぎてしまった、子どもを育てられない、などの悩みに寄り添い、同行支援等も行う。民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に定める許可を受けた事業者でもある。

### 《引用文献》

- 安藤藍(2017)「里親であることの葛藤と対処—家族的文脈と福祉的文脈の交錯」ミネルヴァ書房。
- Coram Voice HP, Claire Baker (2017) “Care leavers' transition to adulthood”, <https://coramvoice.org.uk/sites/default/files/999-CV-Care-Leaver-Rapid-Review-lo%20%28004%29.pdf> (2020年11月14日閲覧)
- 藤野喜子(2020)「電車に乗っても、人から全く声を掛

- けられなくなった—『新しい生活様式』と視覚障がい者』『社会運動』440:46-54.
- 藤原千沙 (2018) 「日本における『子どもの貧困』問題」『大原社会問題研究所雑誌』711:33-50 [http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/711\\_04.pdf](http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/711_04.pdf) (2020年11月15日閲覧)
- IFCA HP (2020) 「新型コロナにかかわる社会的養護の当事者への緊急調査 結果報告・速報」[https://86283326-d78e-4024-89ad-4ae6088278c8.filesusr.com/ugd/8d98e0\\_9efb082a57814a03b0a0b6efd17e8345.pdf](https://86283326-d78e-4024-89ad-4ae6088278c8.filesusr.com/ugd/8d98e0_9efb082a57814a03b0a0b6efd17e8345.pdf) (2020年11月15日閲覧)
- 厚生労働省「児童虐待相談対応件数の動向について(令和2年1月～7月分(速報値))」<https://www.mhlw.go.jp/content/000628642.pdf> (2020年11月15日閲覧)
- 丸山里美 (2013) 『女性ホームレスとして生きる—貧困と排除の社会学』世界思想社.
- 内閣府「共同参画 特集1新型コロナウイルスに関連したDV対策の取組について」2020年6月号, <https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202006/pdf/202006.pdf> (2020年11月17日閲覧)
- 直井道子 (2010) 「1総論 戦後日本の社会変化と福祉の変化」直井道子・平岡公一編『講座社会学 11 福祉』東京大学出版会, 1-36.
- 日本財団 HP, 2020年10月21日「新型コロナウイルスに翻弄される里親家族。『子どもを預かる』家庭に必要な支援とは」日本財団ジャーナル <https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2020/50455> (2020年11月14日閲覧)
- NHK ニュース「『家賃払えない』給付金申請が90倍に 新型コロナ影響」2020年9月9日6時2分配信, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200909/k10012608001000.html> (2020年11月18日閲覧)
- 西田芳正・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史 (2011) 『児童養護施設と社会的排除 - 家族依存社会の臨界』解放出版社.
- 大石亜希子 (2017) 「母親の非典型時間帯労働と子どもへの影響」労働政策フォーラム2017年10月3日資料, [https://www.jil.go.jp/event/ro\\_forum/20171003/summary/02-kenkyu-oishi.pdf](https://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20171003/summary/02-kenkyu-oishi.pdf) (2020年11月17日閲覧)
- NPO 法人ブリッジフォースマル (2018) 「全国児童養護施設調査 2018 社会的自立と支援に関する調査」[https://www.b4s.jp/\\_wp/wp-content/uploads/2018/12/554df29f75614095e2a9300902d49e7b.pdf](https://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2018/12/554df29f75614095e2a9300902d49e7b.pdf) (2020年11月14日閲覧)
- 周燕飛 (2020) 「第47回コロナショックの被害は女性に集中(続編)—雇用回復の男女格差—」『JILPTリサーチアイ』(独立行政法人労働政策研究・研修機構) [https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/047\\_200925.html](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/047_200925.html) (2020年11月15日閲覧)
- 一般社団法人ひとり親支援協会 (2020) 「【緊急】ひとり親家庭生活状況アンケート集計結果速報」<https://skuru.site/2020/11/04/f6/> (2020年11月17日閲覧)
- 杉田健治 (2020) 「生活福祉資金制度における支援の現状と課題」『月刊福祉』11:24-28.
- 高見具広 (2020) 「コロナ禍による仕事・生活への影響—JILPT 個人調査(5月・8月)の結果から—」第2回雇用政策研究会資料, <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000694883.pdf> (2020年11月18日閲覧)
- 武居敏 (2020) 「新型コロナウイルスと福祉サービス」『月刊福祉』11:10-14.
- 藤間公太 (2017) 『代替養育の社会学—施設養護から〈脱家族化〉を問う—』晃洋書房.
- 東京都福祉保健局 (2017) 「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/02/24/documents/09\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/02/24/documents/09_01.pdf) (2020年11月12日閲覧)
- 山縣文治・岡田忠克 (2016) 『よくわかる社会福祉 第11版』ミネルヴァ書房.
- UN WOMEN HP “The Shadow Pandemic Violence against women during COVID-19” <https://www.unwomen.org/en/news/in-focus/in-focus-gender-equality-in-covid-19-response/violence-against-women-during-covid-19> (2020年11月18日閲覧)

